



発行所 秋田魁新報社  
秋田市山王臨海町1番1号  
〒010-8601  
©秋田魁新報社 2007年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

mobile.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」本紙、当社ホームページをご覧ください。

# 罪有転に被告に岡村



控訴審判決公判で、東京高裁に入る元官房長官の村岡兼造被告＝10日午後2時37分、東京・霞が関

## 献金隠し 禁固10月、執行猶予3年

自民党旧橋本派の一億円献金隠し事件で、一審無罪となった元官房長官村岡兼造被告(七五)の控訴審で東京高裁は十日、禁固十月、執

行猶予三年の逆転有罪判決を言い渡した。村岡被告との共謀を認めた旧橋本派の政治団体「平成研究会」の会計責任者・滝川俊行元事

務局長「有罪確定」の供述について「高度の信用性が認められる」と判断した。

一審の東京地裁(川口政明裁判長)は昨年三月三十日、検察側が立証の根拠とした滝川元事務局長の証言について、献金の報告時期が変遷していることなどを挙げて、「不自然で到底信用できない」と指摘。「橋本龍太郎元首相ら幹部や、自民党全体に累が及ぶのを阻止するため、虚偽の証言をした可能性がある」として、無罪としていた。